

船橋市防犯カメラ設置費補助金の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 市長は、犯罪のないまちづくりを推進するため、自主防犯活動の補完として防犯カメラを設置する地域団体に対し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、防犯カメラ設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域団体 市内の町会・自治会及び商店会並びにこれらに準ずる団体（町会、自治会、商店会等の一定地域の住民により構成されているもの）をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として、特定の場所に継続的に設置されるカメラで、画像記録装置その他関連機器で構成されるものをいう。

(補助の交付対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、自主防犯活動の補完として防犯カメラを新たに購入し、設置する地域団体であって、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 自主防犯パトロール隊が組織されていて、補助金の交付申請時まで地域における継続的な自主防犯活動の実績があること、かつ、今後の活動が見込まれること。
- (2) 別に定める船橋市防犯カメラ設置及び運用基準（平成17年11月22日施行。以下「基準」という。）を遵守すること。
- (3) 防犯カメラの設置は、補助金の交付申請を行った年度に着手し、当該年度内に完了できるものであること。
- (4) 防犯カメラの設置に対し、他の法令等により、国、県又は市から同種の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる防犯カメラの設置に必要な費用とする。

- (1) 防犯カメラの購入費
 - (2) 防犯カメラ設置表示板等の購入費
 - (3) 防犯カメラの設置工事費（既存設備の撤去又は移設に要する経費、土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得に要する経費は除く。）
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、保守管理費その他維持管理に係る費用については、補助の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)又は補助対象となるカメラの台数に20万円を乗じて得た額のいずれか低い方の額とする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする地域団体の代表者(以下「申請者」という。)は、市長が特に必要があると認める場合を除き、補助金の交付を申請する年度の前年度の8月末日までに、船橋市防犯カメラ設置費補助事業協議書(第1号様式)に必要な書類を添えて市長に提出し、事前協議を行うものとする。

2 市長は、事前協議が終了したときは、船橋市防犯カメラ設置費補助事業協議結果通知書(第2号様式)により当該申請者に通知する。

3 申請者は、事前協議終了後、やむを得ずその内容に変更等が生じたときは速やかにその内容を市長に報告し、必要により再度協議を行うものとする。

(交付申請)

第7条 申請者は、船橋市防犯カメラ設置費補助金交付申請書(第3号様式)に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、補助金の交付を受けようとする地域団体は、前条の事前協議を行っていないときは交付申請することができない。

(交付可否の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市防犯カメラ設置費補助金交付可否決定通知書(第4号様式)により当該申請者に通知する。

(事業内容の変更)

第9条 前条の規定による補助金を交付する旨の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)に変更が生じたときは、速やかに船橋市防犯カメラ設置費補助事業変更申請書(第5号様式)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(着手及び完了届)

第10条 補助事業者は、補助事業に着手したとき及び完了したときは、速やかに船橋市防犯カメラ設置費補助事業着手・完了届(第6号様式)により市長に届出なければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、船橋市防犯カメラ設置費補助事業実績報告書(第7号様式)に必要な書類を添えて、当該補助事業が完了した日から起算して20日以内に市長に報告しなければならない。

(額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、必要により現地調査を行った上で、補助金の額を確定し、その旨を船橋市防犯カメラ設置費補助

金確定通知書（第8号様式）により当該補助事業者に通知する。

（交付請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、船橋市防犯カメラ設置費補助金交付請求書（第9号様式）により、市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（関係書類）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（報告）

第16条 補助事業者は、市長から要求があったときは、防犯カメラの維持管理や自主防犯活動等について、市長に報告しなければならない。

（維持管理）

第17条 補助事業者は、設置した防犯カメラについて、適切に維持管理しなければならない。

（補則）

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

第1号様式

船橋市防犯カメラ設置費補助事業協議書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

電 話 番 号

年度において、防犯カメラ設置費補助事業を実施したいので、船橋市防犯カメラ設置費補助金の交付に関する要綱第6条第1項の規定により、下記の添付書類を添えて提出します。

記

- (1) 防犯カメラ設置事業計画書
- (2) 地域団体の規約等
- (3) 地域団体の役員名簿
- (4) 自主防犯パトロール隊の継続的な活動実績があることが確認できる資料
- (5) 防犯カメラ設置及び運用規程（案）
- (6) 防犯カメラ配置予定図
- (7) 防犯カメラ設置費見積書
- (8) 防犯カメラの仕様書
- (9) その他市長が必要があると認める書類

第2号様式

船橋市防犯カメラ設置費補助事業協議結果通知書

第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者氏名

様

船橋市長

印

船橋市防犯カメラ設置費補助金の交付に関する要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり協議の結果を通知します。

記

- 1 事前協議実施日 年 月 日
- 2 協議の結果

第3号様式

船橋市防犯カメラ設置費補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

名称

代表者氏名

印

電話番号

防犯カメラ設置費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 防犯カメラ設置事業計画書
- (2) 地域団体の規約等
- (3) 地域団体の役員名簿
- (4) 防犯カメラ設置及び運用規程
- (5) 防犯カメラの配置予定図及び概ねの撮影範囲がわかる写真
- (6) 防犯カメラ設置費見積書
- (7) 防犯カメラの仕様書
- (8) その他市長が必要があると認める書類

第4号様式

船橋市防犯カメラ設置費補助金交付可否決定通知書

船橋市 指令第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者氏名

様

船橋市長

印

年 月 日付けで申請のあった防犯カメラ設置費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する

- (1) 交付決定額
- (2) 交付の条件

円

2 交付しない

理由

第5号様式

船橋市防犯カメラ設置費補助事業変更申請書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

電 話 番 号

年 月 日付け船橋市 指令第 号、船橋市防犯カメラ設置費補助金交付可否決定通知書により交付決定を受けた事業の内容に変更が生じたため、下記のとおり変更申請します。

記

- 1 変更事由
- 2 変更内容

第 6 号様式

船橋市防犯カメラ設置費補助事業着手・完了届

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

電 話 番 号

年 月 日付け船橋市 指令第 号により交付決定を受けた事業について、船橋市防犯カメラ設置費補助金の交付に関する要綱第 10 条に基づき下記のとおり届け出ます。

記

上記事業について、平成 年 月 日 着手・完了 しました。

第7号様式

船橋市防犯カメラ設置費補助事業実績報告書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

電 話 番 号

年 月 日付け船橋市 指令第 号により交付決定を受けた事業が完了したため、
下記のとおり報告します。

記

1 事業着手日 年 月 日

事業完了日 年 月 日

2 添付書類

- (1) 防犯カメラ配置図及び防犯カメラ設置後の現場写真、設置した防犯カメラにより撮影された画像
- (2) 補助対象経費に係る費用を支払ったことを証する書類及びその内訳書
- (3) 防犯カメラ設置に係る契約書の写し
- (4) その他市長が必要があると認める書類

第8号様式

船橋市防犯カメラ設置費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者氏名

様

船橋市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、補助金の額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 指令年月日 年 月 日 船橋市 指令第 号
- 2 交付決定額 円
- 3 交付確定額 円

第9号様式

船橋市防犯カメラ設置費補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
名称
代表者氏名
電話番号

印

防犯カメラ設置費補助金の交付を、下記のとおり請求します。

記

- | | | | | | |
|---|---------|---|---|---|---|
| 1 | 請求金額 | | | | 円 |
| 2 | 交付決定額 | | | | 円 |
| | (交付決定日) | 年 | 月 | 日 | |
| 3 | 交付確定額 | | | | 円 |
| | (交付確定日) | 年 | 月 | 日 | |